

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、丸亀市から平成20年2月25日土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理）飛石地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成20年3月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀